

平成29年度

**福岡県ミニバスケットボール連盟加盟・登録について**

このことについて、下記連盟加盟・登録規定により手続きをお願いします。

**記**

**加盟・登録規定**

福岡県ミニバスケットボール連盟

第1条 本連盟は、規約第2章の規定に基づき、アマチュアスポーツ精神に則り、アマチュア競技者を保護し、バスケットボール競技の普及・発展と向上を図ることを通して、心身ともに健全な児童の育成をはかることを目的としている。

その為に、公正な競技を行うとともに、日本バスケットボール協会に対する責任と、各種大会試合などの参加資格を明確にする為に、加盟・登録に関する必要な事項を定める。

第2条 加盟・登録するチームは、毎年所定の期日までに加盟金・登録料を納入しなければならない。

第3条 規約第4条に該当するチームは、加盟・登録しなければならない。

① 加盟・登録していないチーム及び競技者は本連盟主催又は共催する大会には出場できない。

第4条 加盟・登録チームは各種県大会及び九州大会・全国大会予選会に出場できる。

第5条 加盟・登録にあたっては、原則として、単一小学校の校区単位とする。ただし、普及・発展の立場から、特例を認める場合もある。その場合は、各支部で審議し、県常任理事会に届け出を行い、審議決定する。その為に、次のことを定める。

① 1人の競技者が2つのチームの競技者として登録することはできない。

② 同一大会には、いかなる理由があっても、2つのチームからの出場はできない。

(ここでいう同一大会とは、県大会にかかわる全ての予選を含めてという意味である)

第6条 加盟・登録手続きは、本連盟所定の届書用紙に必要事項を記入の上、本連盟の定める日までに、各支部常任理事に提出し、各支部常任理事は、常任理事会に一括提出しなければならない。

2 所定期日以降のチーム登録は認めない。

3 選手の追加登録は、本連盟が別途定める日に行う。

第7条 加盟・登録または変更については、次の通りとする。

① 登録取り消しは所定の手続きを経なければならない。

② 以下のような選手は、全国大会、九州大会及び福岡県ミニバスケットボール連盟が主催する大会とその予選に出場することはできない。

・寄留による転校

・生活実態の伴わない転校等

第8条 その他必要な事項については、常任理事会において審議し、決定する。

(附則) この規定は平成7年4月8日より施行する。

平成23年4月3日、改正。

加盟金・登録料は1チーム5000円とする。

尚、5校以上の小学校による構成チームについては、県大会、九州大会、全国大会の出場は認められない。